

現場代理人の兼任についての注意事項

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- (3) 兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任(変更)申請書(第11-1号様式)」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等変更通知書(第5号様式)」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。

単価契約工事の契約書には、現場代理人の兼任が不相当である場合などに受注者に対して措置請求する項目がないことから、建設工事請負契約書第12条に準じた事項を特記仕様書に記載することとする。

4 適用期間

この取り扱いは、令和8年3月31日までの契約工事に適用するが、通知日以前に発注

した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能とする。

5 [参考] 点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所※1と兼任する工事箇所が概ね1時間以内で移動できる範囲あれば、兼任できるものとする。

※1 主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。